

北九州市健康増進法施行細則

平成15年12月1日
規則第97号

(趣旨)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)の施行については、健康増進法施行令(平成14年政令第361号)及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(国民健康・栄養調査の調査世帯の指定の通知)

第2条 省令第2条第2項の規定による通知は、国民健康・栄養調査世帯指定通知書(第1号様式)により行うものとする。

第3条 法第20条第1項の規定による事業の開始の届出は、給食事業開始届(第2号様式)によるものとする。

(届出事項の変更の届出)

第4条 法第20条第2項の規定による届出事項の変更の届出は、給食事業変更届(第3号様式)によるものとする。

(特定給食施設の事業の廃止等の届出)

第5条 法第20条第2項の規定による事業の休止又は廃止の届出は、給食事業廃止(休止)届(第4号様式)によるものとする。

(管理栄養士の必置の指定等)

第6条 市長は、法第21条第1項の規定による指定は、管理栄養士必置指定通知書(第5号様式)により、法第20条第1項に規定する特定給食施設(以下「特定給食施設」という。)の設置者に通知することにより行うものとする。

2 市長は、前項の指定をした特定給食施設が省令第7条の規定に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。この場合においては、管理栄養士必置指定取消通知書(第6号様式)により、当該特定給食施設の設置者に通知するものとする。

(栄養管理の報告)

第7条 法第24条第1項の規定に基づく報告は、毎年5月及び11月に実施した給食について、それぞれの月の翌月の10日までにしなければならない。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。